

第二十七回国
参議院商工委員会會議録第三号

(二二)

昭和三十三年十一月六日(水曜日)午前
十一時二十四分開会

出席者は左の通り。

委員長 近藤 信一君
理事 青柳 秀夫君
高橋進太郎君
阿部 竹松君
相馬 助治君

委員

小澤久太郎君
小幡 治和君
大谷 實雄君
古池 信三君
小瀧 彬君
小西 英雄君
西川弥平治君
高橋 衛君
海野 三朗君
島 清君
梶原 茂嘉君
春日 一幸君
小平 久雄君
前尾繁三郎君

衆議院議員

國務大臣

通商産業大臣

政府委員

通商産業
政務次官

通商産業大
臣官房長

中小企業庁長官

中小企業庁
振興部長

事務局側

常任委員

会専門員

小田橋貞壽君

本日の會議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件

○經濟の自立と發展に関する調査の件
(通商産業省關係の昭和三十三年度
予算の編成方針に関する件)

○中小企業団体法案(内閣提出、衆議院
送付)(第二十六回国會議決)

○中小企業団体法の施行に伴う關係法
律の整理等に関する法律案(内閣提
出、衆議院送付)(第二十六回国會議
決)

○中小企業等協同組合法の一部を改正
する法律案(衆議院提出)(第二十六
回国會議決)

○委員長(近藤信一君) これより委員
會を開会いたします。

まず、参考人の件についてお諮りい
たします。団体法案と憲法との關係に
ついて明七日午前中参考人から意見を
聴取する件につきましては、すでに先
日委員会の御承認を得ているのでござ
います。この参考人として一橋大学
教授田上稔治君、北海道大学教授金澤
良雄君の両君に御出席を願うことにし
たいと存じますが、これに御異議ござ
いませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(近藤信一君) 御異議ないと
認めさう決定いたします。

○委員長(近藤信一君) 次に、通商産
業省關係の明年度予算の編成方針につ
いて通商産業大臣に御説明を願いま
す。

○國務大臣(前尾繁三郎君) 来年度の

予算編成時期が迫つて参りました。そ
れに對処いたしますために、また、
今後の通商産業政策というものを樹立
していかなければならぬ面もありま
すので、われわれが考えておりますこ
とを、ごく概略申し上げたいと思ひます。

従来御承知のように日本の經濟は非
常に成長をいたして参りました。成長
率はまさに他の諸外国よりはるかに
パーセンテージにおきまして上回つ
ておるのであります。ところで、昨年そ
の成長をさらに一段と伸ばすという機
運が出て参りました。御承知のように
設備投資が非常に集中的に行われまし
た結果、今度は國際收支というやうな
面におきまして、保有外貨の危機とい
うやうな問題が出て参りました。さら
に國際收支改善緊急総合対策というよ
うなものを、この六月以来とつておる
やうな次第であります。その効果は確
かに出て参つておりました。現在にお
きまして輸出は順調に二十八億ドル、
本年の目標額をさらに一段と上回
らせたいというやうなことで、いろい
ろやつておるのであります。その半
面においては、御承知のように金融の
引き締めによつて、いろいろな中小企
業者に対する金詰まりの問題を生じて
きておるのであります。それらのこと
を前提といたしまして、来年度につ
きまして考えて参らなければならませ
ん。さらに、日本の産業というものは、
いわゆる貿易立国といひます。輸出
によつて今後も日本の經濟を拡大
して参りますためには、何としても買

易という点に集中して参らなければな
りません。もとより直接のいろいろな
施策におきまして、また、産業の構
造上から考えましても、大きな転換を
やつていかなければならぬ。と申しま
して、あまりに急激にやりますと、ほか
の問題を生ずるというやうなことで、
いわゆる成長と定安というものを、う
まく均衡させながらやつていかなけれ
ばならぬことは、もとよりであります
が、それにつきましては、今後の通商
産業政策といたしましては、四つの柱
が立つのではないかとこのやうに考え
ております。

その第一は、総合輸出振興対策を樹
立することでありまして、輸出の伸長
をあぐまで期して参らなければならま
せん。第二には、中小企業のおが國の
經濟に占めております重要性というこ
とにつきましては申すまでもないこと
であります。その組織を強化いたし
なければならぬのであります。中小企
業対策というものを強力に推進して、
その地位の向上をはかつていかなけれ
ばなりません。第三には、國際競爭力
の維持培養のために、基礎産業、輸出
産業の育成強化をはかつていって、ま
た、産業立地条件の整備等、産業基盤
の強化をはかなければならぬとい
うことであります。また、第四におき
ましては、世界的な技術革新の趨勢に
即応いたしまして、工業技術の振興
をはかつて参らなければならぬと思
うのであります。

以下各項目につきまして、その具体
的施策の概要を簡単に申し上げます。

第一は、輸出の振興であります。が、
今後における世界的な輸出競争の激化
に對処いたしまして、國際收支の長期
的均衡を可能ならしめるやう重化学工
業の育成と輸出期待産業の設備の近代
化を推進いたすものとしたしまして、
また価格の変動による輸出の阻害を防
止するため、主要輸出品、主要原材料に
つきまして、所要の価格安定対策を講
ずるなど、輸出振興のための国内条件
を整備しながら、特に次の貿易振興対
策を強力に推進する方針であります。

すなわち貿易振興の施策としては、
従来から実施しておりました海外市場
の調査、輸出品の普及宣伝、それか
ら貿易あつせん、國際見本市など従来
の諸事業を拡大強化しまして、さらに
新たにマーケティング事業により重
要輸出市場の維持、開拓を積極かつ活
発に行うなど海外貿易振興事業を飛躍
的に拡大するとともに、これが実施に
当る中核団体の組織機能の刷新強化を
はかりたい所存であります。

また、主として東南アジア諸國との
經濟協力の促進については、従来必ず
しも十分ではなかつたのであります
が、さきに岸首相の東南アジア訪問、
ネール首相の来訪などにより、よりや
く促進の機運が醸成されつつあります
この際、これら諸國との經濟協力を画
期的に促進することによりまして、わが
國輸出市場の培養と輸入原材料の安定

的な確保をはかるものといひましたし、これがため特に円クレジットの供与についてもその具体的方法を検討中であります。

また、技術者等の受け入れ及び派遣に關する体制を整備するほか、これら諸国の産業、貿易事情を基礎的、かつ、組織的に調査する等の諸施策を強力に推進して参りたいと考える次第であります。

第二に、中小企業の振興の問題であります。御存じの通り中小企業は、わが国経済上、きわめて重要な地位を占めている反面に、その規模が零細であり、かつ、その数がおびただしいため、絶えず過当競争による経営の不安定に悩んでおるのであります。またその設備、技術等において立ちおくれっておりますので、今後中小企業の特長に應じた振興策を強力に講ずることによりまして、中小企業の健全な発展と国民経済の安定的成長をはかつて参りたい所存でございます。政府が、今国会におきまして、「中小企業団体の組織に關する法律」の成立を強く希望いたしますのも全くここにあるわけでありまして、さらに、来年度におきましては、金融ベースに乗り得ない多くの中小企業の信用力を補強して、これを正常な金融ベースに乗せることを目的とする強力な信用補完制度の創設を考えている次第であります。

また、中小企業の生産性の飛躍的向上をはかつて、あわせて輸出の振興に資するために、設備近代化の助成、組合の共同施設の設置促進、公設試験研究機関による技術指導及び技術の再教育の強化、中小企業診断指導の強化拡充等、各般の措置を講じて参りたいと、

かように考えておるのであります。

第三に、産業基盤の強化の問題であります。わが国産業の対外競争力は、欧米諸国に比しまして、まだかなり遜色があると考えられるのであります。この点、輸出産業、基礎産業及び新規産業の設備の近代化、生産体制の整備、生産性の向上等によりまして、今後、産業の合理化、近代化をさらに徹底的に推進していきたく存ずる次第であります。さらに、今後の産業発展の趨勢に即応いたしまして、エネルギーを初めとする主要基礎原材料の供給の確保とその価格の安定をはかることが肝要と存ずる次第でございます。

このため、電源開発の促進特に電源開発株式会社に対する財政投資の増額その他開発所要資金の確保、石炭資源の合理的開発促進のための新炭田の総合的調査の実施、財政投資の増額による海底油田を中心とする国内石油資源の開発の促進、天然ガス、銅、鉛、亜鉛等重要鉱産物の探査調査の強化等、国内の各種未開発資源の開発を画期的に促進いたしまして、海外地下資源の探査、開発につきましても、関係国との協調のもとに、積極的に推進していく所存でございます。

また、産業立地条件の整備につきましては、今後の経済の拡大と近代化に果す役割の重要性にかんがみまして、これを強力かつ計画的に推進する必要を痛感いたしておる次第でありまして、これがため、豊富かつ低廉な工業用水の確保をはかるための助成を強化するとともに、道路、港湾、輸送施設等産業関連施設の飛躍的増強を期する方針であります。

第四には、鉱工業技術の振興の問題であります。以上の輸出の振興、中小企業の振興及び産業基盤の強化を促進いたしたため、基礎条件として、鉱工業技術の画期的振興が特に必要であることを痛感するのであります。御存じの通り、最近におきます欧米諸国の技術の進歩はまことにめざましいものがありまして、わが国はこれに著しく立ちおくれしていると存ずる次第であります。この際官民力をあわせてこれが推進をはからねばならぬと考えるのであります。これがため、学術会議、産業界等各界の要望をも取り入れ特段の措置を講ずることいたしました。

まず国立試験研究機関の研究設備の更新近代化等によりまして、その機能の強化拡充をはかり、産業界等からの各種の要請に應じ得る体制を整備するとともに、今後最も緊急を要する電子技術、オートメーション技術、分析技術、生産加工技術等の基本的かつ新規の技術の研究推進について各試験所の諸能力の総合的發揮に努めまして、迅速な成果を得て各界の要望に應じ得るようになりたい、かように考えております。また諸外国に比しまして著しく低調にありまして民間研究活動を強化するため、電子機器、中型輸送機の国産化を初め、木材化学、石炭化学、新金屬利用開発等の重要研究の実施についての助成を強化し、あわせて、研究成果の普及徹底及び企業化の促進に關しまして、各般の施策を総合的に進めていきたく、その推進をはかつていきたく、かように考えておる次第であります。

ただいままた大蔵省と折衝中であり、今後何かと皆さんの御協力なり、

御鞭撻を願わなければならぬと、かように考えておりますが、とりあえずただいまわれわれが今後予算措置を講じ、実施していきたくというふうに考えております問題なり、考え方を申し上げた次第であります。

○委員長(近藤一君) 御質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○海野三朗君 ただいま大臣の御説明のうちに、重化学工業の育成というところがあつたが、かつて鋼材は建値の倍もする間値でも引つ張りだつたのであつたのは、御存じの通りであります。ところが、これを緩和する意味において外国から鋼材を入れた。そうして国内においては各製鉄会社に溶鉱炉の建設をやられた、ところが、住友にいたしまして、日本鋼管にいたしまして、あるいは八幡、富士にいたしまして、溶鉱炉を着々建設する準備を進めておる。これに対しては通産省はこの急激なる鋼材の値下り、それによつて神武以来の景気なんと言つておつたことが、一ぺんにふつ飛んでしまつておる。こういうふうなあり方は、通産当局が少しも見通しがなかつたといふことであると思ふ。また、溶鉱炉をたくさん建てることを慫慂しておいて、これに使うところの原鉱がちゃんともどがあるのではありませんか、まことに先まつ時な通商産業の政策と申さざるを得ないと思ふのであります。この点はいかがでございますか。

○国務大臣(前尾繁三郎君) 昨年非常に鉄鋼の需要がふえて参りました。そのために緊急輸入をやつた。まあ、昨年の経済情勢からいひ、確かにそういう需要がありましたことは間違いない

事実であります。ただ、ただいま冒頭に申し上げましたように、結局安定と成長というものを、いかに均衡して考えていくかという問題であります。当時の状況といたしましては、国内の非常な需要が高いために、極力それに應ずる対策も講じていかなければならぬというふうなことでありましたが、設備投資全般に繰り延べなり押さえていかなければならぬ、こういうことになりまして、急激な変化を見たことは事実であります。しかし、これは速度の問題でありまして、今後の日本を重化学工業化していかなければ、将来の輸出産業というものの要請にこたへられないという事情は別に變つておるわけではございません。従つてその間におきまして速度を調整しながら安定をはかりつつ、また将来の成長に備えていくということについては、十分考慮なければならぬと思ふのであります。

従つて鉄鋼の生産の設備の面につきましては、御承知のように一二％という一応のめどにいたしておりました。しかしにかく不要不急のものは別といたしまして、できるだけ促進していかなければならぬといふことも事実であります。その方の今後の建設についても、十分関心を持ちながら、できるだけやつて参りたい、かように考えておるのであります。御承知のように、ただいまお話しのように、鉄鉱石という問題もいたしましては、最近インドとの関係その他を考へております。将来の鉄鋼資源というもののについての確保をはかつていきたくというふうな考えもあるのであります。鉄鋼資源につき

○阿部竹松君　ただいま海野委員長より緊急を要する点についての質問が出たわけでありますが、私ども委員会では、ただいま通商産業政策についてお伺いしましたので、十分検討する時間を与えていただきたいわけであります。従いまして後日に譲りまして十分御質問とし、あるいは御意見を申し上げたいと思っておりますので、本件をそのように取り計らっていただきたい、このように考えます。

○委員長(近藤信一君) ただいまの阿部君の御意見のよりに、質疑はこれを後日に譲ることに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(近藤信一君) 御異議ないと認め、さよう取り計らわせていただきます。

○委員長（近藤信一君） それでは次に、中小企業団体法案、中小企業団体の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案及び中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。

御質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○堀原茂喜君 火災共済の仕事が法的なよるべき基準が今回できるわけがあります。私は非常に喜ばしいことと想っております。ただ、それ

第一点は、今回の火災共済協同組合は中小企業等協同組合法の改正によって行われるわけであります。もちろん一つの方法として、この協同組合法の改正でいくということも考え得ることであります。が、中小企業等協同組合

は、申すまでもなく中小企業者に重点が置かれておるのであります。また、今回の火災共済の協同組合も、もちろん中小企業者に重点が置かれておるのでありますけれども、一歩翻つて考えますと、今回のこの火災共済協同組合は、ひとりで中小企業に限らず、広く勤労大衆を包容するというふうな考え方が妥当ではなかったか、かように思うのであります。従つて立法するにすれば、単独の火災共済組合法とで

も申しますが、そういう方法にいった方がよかつたのではないか、これは私の独断かも知れませんが、これも、そういう感じがするわけなんです。現に事業協同組合等で火災共済をやっているのは少くないのであります。しかし、建前としては、本来のその業種に

属する事業、これを協同組合でやるから、付带的という悪いですけど、それと合せて福利厚生の仕事をやるといのが、むしろ私は協同組合法の本筋であろうと思うのであります。専門に協同組合法の中の福利厚生だけをやるという行き方は、解釈上はで

方とは考えられないのであります。これもやや私の独断かも知れませんが、そういう点について、どういふうちに立案の過程において御検討されたかということが一つ、それからこの火

す。また、単数制をとっていく場合におきましては、ほかにそれに対抗すると申しますか、他にできないのでありますから、多分に、何といえますか、中小企業者なり勤労大衆の火災共済としては、公的な色彩と申しますか、公営的な色彩を持つように感ぜられるのであります。それ自体が悪いというわけでは毛頭ありません。ただ、そういう行き方であるとすれば、いず

れ遠からず社会保険制度の一環として
こういう問題が検討される時期がある
はずではなからうかと思うのでありま
すが、社会保険といいますが、社会保
障の一環としての制度といえますか、
そういうものとの関連性について何か
御検討があったかどうか、その点を一

つお伺いしたい。

○衆議院議員(春日一幸君)　まず御質問の第一点は、これは単独立法で行うべきであつて、協同組合法の体制では當を得ていないのではないかとという御質問であるかと存するのでありまするが、実はこの政策を法制化する経過の中に

おきましては、御指摘の通り衆議院段階におきまして、今から数年前からいろいろと論じられておりました当時、社会党、自由党、改進黨の三黨時代には、これを單獨立法で行おうというような経過もございまして、御指摘され

を申し上げますと、たとえば信用協同組合にいたしましたとしても、あるいはまた、別個の性格と機能を持つております事業組合にいたしましたとしても、ことごとくしかりでございます。こういうような法の構成から考えまして、すなわち中小規模の企業者たちが相互扶助の精神に基いて共同して事業を行うために必要な共同組織の法制化は、これはことごとくこの事業協同組合の中におさめるのが適当であろうと、こうい

う工合にだんだんと研究が進められて参りました、面党の意見のそこに合致をみたというような次第でもございします。しかしながら、今御指摘になっておりましたのは、こういう一つの政策は当然勤労者全般に対しても及ぼされるべきであらうという御指摘もござ

いしましたが、この法律の特異性は、特に中小企業者が一般勤労者と異なっており、すなわち工業といわず、商業と

なるわけでございます。従いまして、これは法律が直接その共済の対象としたとしておりますのは、そういう物件がはからざる災害を受けまして、そうして事実、再建をいたしますために必要なる共済というところにねらいを置いて

われましますと、これが過当競争になつて参りますれば、勢いこれがだんだんと料率の競争になつて参りまして、必要な準備資金を落積することができなくなる。よつてもつて、不時の災害を生じました場合、支払能力にも事欠くに至るような場合等も考えまして、こういうような意味で競合をことさらに避けていこう、こういう点にねらいがござえます。ただ申し上げたいとは、この損害保険法におきまして

は、そのような意味合いから別の法律
がございまして、すなわち料率算出団
体の法律もございするし、保険募集
の取締りに関する規則等もございま
して、この保険事業というものが過度
の競争に陥ることによって、その機能
を失ふことのないような立法措置が講
じられてゐる。

られておるわけですが、この際、火災共済の中においては、それらの法律が一部援用される形にはなっておりまうけれども、これが複數で設立がなされるといふ形になつて参りますと、極端な例を申しますと、二個、四個といふような場合もあり

得るわけでございます。まして、二個なら
はいいか、三個なればいいかというよ
うな形になって参りまして、だんだん
と行政裁量権にゆだねて参りますと
ど、この共済組織が所期の目的を果し
得ないような事態が予想されないわけ

でもない、こういうような次第でございまして、たとえば東京、大阪等のような業者の多い、また経済活動も旺盛な地域と、たとえば山陰諸県のような地域と、同じような単一に縛ることについての議論も深く検討されたのでありますが、とりあえずこういうような形でとにかく競合を防いでいこう、そうしてその地域々々における共同組織によって当面の目的を果していこう、こういうようなことで単一の原則を一応ここに確保した、こういうような経過でございます。御了承願います。

○梶原茂雄君 協同組合の行いまする場合においては、一応共済金額が一人当り三十万円に制限をされておるわけでありまして、一応制限を設けるということとは、これは必要なことであると思ふのであります。しかしながら従来と違ひまして、この案が成立いたしましたら、相当監督官庁の監督というものが行われるわけでありまして、また、事業協同組合によりましては、その規模が相当大きいものもあり、また資産その他が堅実であつて、実際に即して考へても、三十万円の限度をこえることがあつても差しつかえない場合もあり得るかと思ふのであります。特にこの条項は、団体法の方に準用になつておりますから、今後でまします商工組合等は、相当その規模も大きく、基礎もしっかりしたものが予想されるのであります。そういう場合は監督官庁の監督のもとに、三十万円の限度をこえる場合があるという道を開いた方が実際のほうではなからうか、特に火災共済協同組合の方では百五十万円の限度はありますけれども、これは状況に

況に応じて主務大臣の承認を得れば、その額以上をきめ得るという建て方になつておるわけでありまして、両方並べなしても、むしろ火災共済と同じような道を開く方がどうも実質的にいいかと、かように私考するのであります。その点についての御意見を伺いた

い。なお、この案によりましますと、火災共済協同組合の場合に二段がまゝで最高額を押えておるのであります。一つは、一人当りについて百五十万円という限度がある、それから同時に、出資金なり準備金なり、あるいは地方庁の保証額なり等を合せましたものの何分の一ですか、という限度があつて、いづれか低い方に制約されるということになつておるわけでありまして、おそろく私は現実の状況はよく知りませんが、この二段がまゝでいきますと、常に後者の方の制限の方がおそろくは働いておる、百五十万円まではなかなかいかぬであらうと考へられます。それはそれでいいのでありますが、実際問題として考へますと、共済契約はこれは随時行われるのであつて、期間はかりに一年といつたとしても、会計年度にとらわれるわけではない、ところが片一方の準備金とかいろいろの面は、そのときの状況によつて年度末に相当変化がくる、言いかえれば非常に可動性のあるものであります。それで一々最高額を制約されるということでは、運営する立場から言いますと、相当支障がありはしないか、むしろ法律上後段の制約というものはお取りになつた方が現実的ではないか、こういう考へ方を私持つのでありますけれども、御所見を伺いたいと思ひます。

○衆議院議員(春日一幸君) 最初の御質問にまずお答えいたしますが、これは第九條の三項に言うところの福利厚生事業については三十万円一本として取りきめておるが、これは特別の理由あるものは、さらに以上上の額の事業を行うことができるようにしたかどうかという御意見であります。この問題についてもいろいろ検討はいたしたのであります。たとえば現行の、火災を生じた場合に、いろいろと補償を受け得るその段階が幾つかあると存じます。第一段が今御指摘になりました福利厚生金の範囲における段階、それからもう一つはこの共同組織としての損害を共済するというその段階、それからもう一つは商業保険によるりましますところの損害実額を保障されるところ、こういう三つの段階があるかと存するのでございます。そこで、今梶原先生御指摘のように業態によつては特に今図強固な商工組合等が結成されて、この商工組合こそは事業活動が行へるので、従つて九條三項の福利厚生事業も行つておる、内容が非常に充実して、また経済活動が旺盛に行われておるところでは勢い経済力が強いので、これは五十万円、七十万円といふものを作り得てもよろしからうというお説でありますけれども、われわれはやはりそういうような福利厚生という境界の価値価値というものをどこに押えるかといふことについては、別に科学的根拠があるわけではありませんけれども、しかしながら、福利厚生という範囲であれば、大体三十万円くらいで内容に対してはこたえ得るのではないか、それ以上の必要があるときには、みんな個人の形でもつて

火災共済に加入し得る道が開かれておるのであるから、お互いにお互いの共同組織としてその地域における火災を生じた場合に共済をより多く受けるの必要のある業界は、こぞつてこの火災共済に加盟してゆく、あるいは個人で加盟してゆく、そういうことによつてその三十万円の限度をこえて、やはり福利厚生事業のフェイヴァを受ける必要のあるものは、火災共済の共同組織の中に加盟してゆけば、現実の問題として支障は起きないであらう、こういうような考へ方のもとにおきまして、いふならばこの火災共済共同組織を通じてその種の共済目的を果す、こういうことで重点をこの火災共済に置いておる、こういう立場から他の福利厚生金の境界はこの範囲内においてしほつておる、こういうようないきさつでございました。

それから次はネット・サープラスの問題でございますが、これは御指摘の通り、たとえば事業年度においては事業の年度の当初においての支払準備金の額といふものが相当あつた、従つてそこから逆算してネット・サープラスによるところの、要するに共済限度額はその組合においてたとえば百五十万円といふような契約し得る資格条件下にあつたんだが、その後火災が繰出して、そうして準備金の支払いがずつと行われて資産勘定が減つてきた場合、百五十万円当初できたものが年度末になつては三十万円か五十万円しかできないことになつては、事業運営上支障はないかという御質問と存するのであります。これは御指摘のような面も理論的にはあり得ると存するのでございす。しかしながら、われわれは現在

行われております三十幾つこの共同組織の実態について調査をいたしたのであります。大体のものはこの法律の中に掲げてあります各自自治体における予算外義務負担、そういうような信用の供与によりまして、それらの資産勘定に見合うものが現存いたしておるわけでございます。少いものでも二十万円、三十万円、五十万円といふような、そういう時限決議が現実に行われておるもので、従ひまして、ある限度その準備金といふものの実額が損耗いたしました場合においても、大体においては五十万円とか百万とか、あるいは初年度で許可を得ますところのその限度額といふものが、その年度内において根本的な移動を来たすような場合は、現実には少くはないであらうかと、こういうような分析をいたしておるのであります。と申しますのは、たとえば北海道等においてはたしか一億でありましますか、五千万円でありましますか、ほかに各種の準備金が相当ございしますから、かりに一億円程度のものがあつても存じます。しかしながらこの法律では百分の十五といふことになつておるから、百分の十五といふ形になりますと、千五百万円という形になり得るわけでありまして、それを百五十万円で押えておるわけでありまして、従ひまして相当のそういう事故が起りました、保険金の支払い、共済金の支払いを行いました場合においても、なおかつこの百分の十五の限度額を切らなければならぬといふような事態は異例ではないだらうか。すなわち、この予算外義務負担の事柄と関連いたしまして、百分の十五という率をうんと低めに見ておるの

で、そういうような年度内におきます資産の移動ということによって受ける実質的な影響というものが、比較的少ないのではないだろうか、こういうような考え方でこういう二本立ての規定をいたしましたような次第でございます。

○梶原茂嘉君 大体わかりましたけれども、年度がわりにおいていろいろ移動するわけでありませうけれども、それは私直接関係がないのでありますが、年度末に決算をいたしまして、そしてはつきり総額といいますか、金額が確定するものもある。常に百五十万円を下回っているところはいいかもしれませんけれども、そうでないところは資金の制約を受けて毎年一人当りをかえていかなければならぬ。このことは組合の運営からいっても、また組合員の立場からいっても、非常に何といえますか、きこえないことに相なるのでございます。従って非常にネット・サンプラス等を標準にして金額をきめていくという考え方は、非常にけつこうでありますけれども、それを表面に出してその制約を何するということに無理がありはしないか、こういうことを申し上げたわけでありませう。

○衆議院議員(小平久雄君) ただいまのネット・サンプラスの問題であります。先ほど春日議員からお答え申し上げた通り、大体私どもも同じ考えを持っておるわけでありませうが、御指摘のように毎年保険金額がネット・サンプラスの減少あるいは増額等によってどうするということは、運営上非常にこれが支障があるということ、これはまことにその通りだと思ふのであります。そういう点を実は考慮

いたしました。このただし書で、行政庁の許可を受けた場合はその限りでないという一項を入れたわけでありまして、この運営によりまして、少くとも二年なり三年なりは一定の保険金額というものは維持できるように当局が計らい願いたい、われわれはそういう希望を持っておるのであります。数年やってみまして、それでもなおかつ回復の見込みがないとか、ますます資産内容が悪くなるとか、そういう場合に、おきましては、これはもちろん保険金額を下げなければいけません。ところが、たまたま災害を受けたために、ある年度に限って資産が減った、だからこの保険金額を減らすというふうなことはなく、このただし書の運用によりまして、今の共済事業そのものにもある程度の安定を一つ与えるように指導していただきたい、こういうふうな希望を持っておるわけでありませう。

○委員長(近藤信一君) 他に御発言もなければ、本日はこれにて散会することにしたと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(近藤信一君) 御異議ないと認めます。

それでは本日はこれにて散会いたします。

午後零時十六分散会

昭和三十二年十一月九日印刷

昭和三十二年十一月十一日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局